

自 平成九年三月十一日
至 平成九年三月十七日

平成九年第二回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

招集年月日	平成九年三月十一日										
招集の場所	階上町議会 会議場										
開閉会日時 及び宣告	開 散	会 会	平成九年三月十一日 午前十時五十分 平成九年三月十一日 午前十時五十八分							議長 議長	
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	
	一	佐京 登	○	二	畑中 弘實	○	三	大前 典男	○	四	川上太榮助
	五	桑原 一夫	○	六	木村 勝彦	○	七	嵐守 瑞穂	○	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	○	十	平戸 茂雄	○	十一	松倉 正美	○	十二	巽 静子
	十三	荒道 鶴造	○	十四	大下 義雄	○	十五	田端 清	○	十六	山田 昭治
會議録署名議員	五番	桑原 一夫	六番	木村 勝彦							
地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	議長	高橋 信一	総務課長補佐	中村 豊志	総務課係長	田中 昇					
	町長	正部家 佑介	助役	中村 禮一郎	収入役	中田 文夫	教育長	大釜 安也			
	総務課長	浜谷 政己	企画課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆巳					
	保健課長	三上 孝八	農林課長	浜谷 義勝	建設課長	高階 繁雄					
	町民課長	工藤 靖夫	水産商工課長	桑原 定男	中央保育所長	小沢 勝					
	出納室長	齊藤 博俊	教育次長	上山 博一	学務課長	渡部 光雄					
	社会教育課長	(上山 博一)	体育課長	鳩 文男	給食センター長	林 貢					
	農委事務局長	中城 功	診療所事務長	(三上 孝八)	企画課長補佐	澤田 敏男					
	代表監査委員	下野 岩雄									

開会・議長 (前田常男君)	ただいまの出席議員は十八名であります。
開議・議長 (前田常男君)	定足数に達しておりますので、これより平成九年第二回階上町議会定例会を開会いたします。
開議・議長 (前田常男君)	直ちに本日の会議を開きます。
日程第一 会議録署名議員の指名・議長 (前田常男君)	本日の議事日程はあらかじめお手許に配付したとおりであります。
日程第一 会議録署名議員は、会議規則第百九条の規定により議長において 五番 桑原 一夫 君	
日程第二 会期の決定・議長 (前田常男君)	おはかりいたします。
日程第二 会期の決定・議長 (前田常男君)	本定例会の会期は、本日から三月十七日までの七日間といたしたいと思います。
日程第二 会期の決定・議長 (前田常男君)	これにご異議ありませんか。
日程第二 会期の決定・議長 (前田常男君)	(異議なしの声あり)
日程第二 会期の決定・議長 (前田常男君)	よって会期は、七日間と決しました。
日程第三 提案理由説明・議長 (前田常男君)	日程第三 提出者から提案理由の説明を求めます。
町長・正部家佑介君	階上町長 正部家佑介君
平成九年第二回 階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いた	

だき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第一号 階上町住宅用地造成事業特別会計設置条例の制定について、ご説明申し上げます。
本案は、住宅用地造成事業実施に伴う、特別会計を設置するため、提案するものであります。

議案第二号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の職員の報酬の額を改定するため、提案するものであります。

議案第三号 階上町肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町酪農肉牛近代化計画に基づき、肉用牛の導入とあわせて乳用牛も導入できるように、基金条例を改正するため、提案するものであります。

議案第四号 階上町老人ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、老人に対する在宅福祉サービスについては、これまで老人ホームヘルプサービス事業により実施してきたところありますが、多様化する住民のニーズに因應するため、身体障害者ホームヘルプサ

ービス事業、心身障害児・者ホームヘルプサービス事業及び難病患者等ホームヘルプサービス事業を加えるため、提案するものであります。

議案第五号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸圏域水道企業団の料金改定に伴い、同企業団から分水を受けている金山沢地区簡易水道事業の料金改定と、各戸給水する際の工事検査手数料の改定及び、消費税法の改正により提案するものであります。

議案第六号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、消防団員の報酬の額を改定するため、提案するものであります。

議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算第九号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額から五千四百七十七円を減額し、歳入歳出予算の総額を六十億九千九百四十二万六千円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算補正の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。町税の法人税割額の減額により、増減合わせて五百五十三万七千円を減額補正するものであります。

利子割交付金三百万円ならびに、ゴルフ場利用税交付金百十万円をそれぞれ減額補正いたしました。

分担金及び負担金は、保育所保護者負担金等、百二十四千円を追加補正するものであります。

国庫支出金は、保育所措置費負担金、河川等災害復旧費負担金等の減額があり、増減合わせて、二千九百三十四万五千円を減額補正するものであります。

県支出金は、保育所措置費負担金、保健事業費負担金等に減額がありましたが、農村総合整備モデル事業委託金などの増額により、増減合わせて五十七万七千円を増額補正したものであります。

町債については、事業の変更等により、増減合わせて九十万円を減額するものであります。

次に歳出であります。今回の補正は、年度末における事務事業予算の精査による計数整理によるものが主であります。

総務費は、一般職時間外勤務手当三百万円、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、五百九十四万四千円、ふるさとにぎわい広場事業費補助金三百二十五万二千円等の減額があり、増減合わせて二千三百二十四万九千円を減額補正したものであります。

民生費は、ホームヘルプサービス事業委託料三百一十二万二千円、老人保健特別会計繰出金二千五百六十二万三千円等追加計上いたしましたが、保育所措置費一千四百六十八万四千円、老人保護措置費四百三十四万八千円等の減額がありましたので、増減合わせて一千二百六十二万三千円を追加補正したものであります。

衛生費は、検診委託料三百五十九千円、合併処理浄化槽設置費補助金百五十七万四千円等の減額があり、増減合わせて一千四百八十三万九千円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、八戸平原開発事業用地買収費百十九万三千円、農村総合整備モデル事業物件移転補償費一千万八千円等を追加計上しましたが、中山間総合整備推進協議会負担金百二十三万一千円、ふるさと林道緊急整備事業物件移転補償費百二十九万六千円等の減額があり、増減あわせて一千四百六十八

万円を追加補正するものであります。

土木費は、解氷用としてのカルシウム溶液代百万円等を追加計上しましたが、道路新設改良費百一万円等の減額がありましたので、増減合わせて六十九万九千円を減額補正するものであります。

消防費は、消火栓移設補修工事負担金百十六万六千円、町防災計画調査委託料二百万円等の減額がありましたので、増減合わせて三百七十四万円を減額補正するものであります。

教育費は、赤保内小学校新增改築工事二百三十九万七千円等を追加計上しましたが、職員給料等の減額がありましたので、増減合わせて一千百九十二万一千円を減額補正するものであります。

災害復旧費は、二千三百八十八万二千円を減額補正するものであります。

予備費は、二百七十三万五千円を追加計上して、八百五十八万二千円といたしました。

第二表、継続費補正については、赤保内小学校新增改築事業の年度割に係る金額に変更があったので、補正するものであります。

第三表、地方債補正については、集会所整備事業をはじめ七件の事業費に変更があったため、限度額を変更するものであります。

議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第三号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算総額から五百二十二万八千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ九億三千三百二十二万八千円とするものであります。

歳入の主なものについて申し上げますと、国民健康保険税の税収見込額が、一般被保険者・退職被保険者とも、当初見込額より下廻ると予想されるため、一千二百五十四万円を減額補正するものであります。

す。

一方、国庫支出金は、療養給付費負担金などの交付額が、六百八十三万一千円増額されたものであります。

歳出の主なものは、療養給付費など保険給付費に、二千二百四十二万円を追加するものであり、これらの財源不足分を予備費から二千七百三十五万七千円を減額いたしました。

議案第九号 平成八年度階上町老人保健特別会計補正予算第二号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ三千百九十五万円を追加し、歳入歳出の総額を九億四千七百七十七万五千円とするものであります。

歳入の主なものについて申し上げますと、国庫支出金五百五十一万円、県支出金二十九万三千円を減額し、支払基金交付金二千二百三十三万四千円、医療諸費にむけた一般会計からの繰入金三千五百六十二万三千円を追加するものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に十三万七千円、医療諸費に医療給付費等合わせて、三千百八十一万三千円を追加補正するものであります。

議案第十号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第四号について、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費であります。

農村総合整備モデル事業による道路改良工事の工程上、長久保地区配水管移設工事の年度内完成が困難となったため、一千百十九万二千円を平成九年度に繰り越すものであります。

次に、平成九年度当初予算の編成にあたっての考え方を申し述べさせていただきます。

議員各位には、すでにご承知のように、国、地方を問わず行財政改革が叫ばれております。

本町も行政、財政ともに変革のときを迎えたことを感じているところであります。

特に、財政については、バブル崩壊後の不景気による国の赤字財政は、憂うべき段階にいたっており、その影響は、地方自治体にも及んできております。

そのような情勢を認識し、平成九年度の歳出予算については、厳しい査定のもとに編成いたしました。特に、需用費については、査定後も国、県の補助対象経費を除き、一律十パーセントをカットいたしました。

なお、予算執行に際しましても、旅費、食料費、消耗品費などについては、厳しいチェックを行い、予算の節減に努めるつもりであります。

また、厳しい財政状況の中にあっても、町民の福祉の為の予算、町発展の為の予算については、充分配慮いたしました。

まず、福祉の充実であります。急速に高齢化社会が進行している現実を踏まえ、ホームヘルプサービス事業、老人デイサービス事業、地域はのぼの交流事業及びホームヘルパー二十四時間支援事業等、高齢者の保健福祉の充実には、これまで以上に積極的に取り組んで行く所存であります。

また、健康づくりであります。平成九年度におきましても、日常の生活習慣の改善等の第一次予防にさらに力を入れるほか、各種検診等の受診率の向上を図るとともに、病気の早期発見や事後指導体制の強化を図ることとしております。

さらに、保健事業につきましても、保健協力員など各関係機関の協力を得ながら、一層の努力をするつもりであります。

次は、教育の充実であります。学校教育の拠点となる学校施設の整備充実を目指して、平成九年度も八年度に引き続き、赤保内小学校の屋内体育館を建設いたします。

また、情報化に対応できる青少年を育成するため、道仏中学校にコンピュータを導入することいたしました。

また、国際的視野を高めるため、今年度も引き続き小学生は県外研修、中学生及び町民の海外研修、さらに、語学力の向上を図るため、語学指導外国招致事業は継続していきます。

生涯学習については、今日まで、それぞれ成果を上げてきたところですが、平成九年度は、さらに内容を充実させ、町民が積極的に参加できるものにしたと、計画しているところでもあります。

文化遺産の調査保存について、平成九年度は、山館前遺跡試掘調査を実施することになっております。次に、生産活動の活性化であります。厳しい農業情勢の中において、生産性の高い農業経営を目指した農業振興を今後も図ってまいります。

まず、平成八年度に導入した「ジンギスカンの里づくり」を平成九年度は、施設の整備などにより、内容を充実することにしており、併せて町内で取れた妙丹柿を原料としたワイン造り、ならびに販売についても、積極的に推進することになっております。

次に、これまで農林畜産物の付加価値を高めるために、努力してきているところですが、平成九年度は、さらに、加工グループなどの高品質商開発等の場として、農業農村交流施設を建設することになっております。

新たに農業基盤整備のため、県営事業であります、中山間地域総合整備事業が実施されることになり、平成九年度は、三億田分の農道、農地防災池が平内地区に建設される予定であります。

水産業振興についても、現在の採る漁業から育てる漁業へということで、放流事業を実施してきてお

りますが、沿岸漁業施設の整備と増養殖技術の向上等によって、沿岸漁業の生産性向上の推進に努めてまいります。

階上岳整備につきましては、国、県の協力を得ながら自然と調和を図りつつ積極的に進めてまいります。

次に、生活環境の整備についてですが、現在、大蛇地区で整備中の漁業集落排水事業の促進と併せて合併処理浄化槽の普及を図ることになっております。

また、ゴミの排出量は、人口増加に伴い、年々増加傾向にあり、これに係る経費も増加しており、可燃ゴミカゴ分別収集など、一定の成果を上げておりますが、今後はさらに、ゴミに対する住民意識の向上に取り組んでいきたいと思っております。

次に、均衡あるまちづくりを進めることから人口減少が著しい西部地区に魅力ある優良住宅地、二・七ヘクタールを造成することになりました。これによって、西部地区の定住者が増加する緒になることを願っております。

最後に、消防防災対策につきましては、昨年、第七分団の創設など、消防力の増強が図られてきました。

平成九年度においては、創設された第七分団のコミュニティ防災センター設置と消防ポンプ自動車を購入することになっておりますが、地域防災の拡充につながるものと思っております。

また、県の防災計画の見直しを受け、本町の地域防災計画の改正を、平成九年度中におこなうことになっております。

それでは、議案第十一号 平成九年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ、五十五億三千八百万円と定めました。これは、対前年度比で四・六パーセント、金額で二億六千七百七十万円の減となりました。

それでは、第一表の歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず歳入ですが、町税は、対前年度比八・〇パーセント増の、八億四千八百九十六万三千円を計上いたしました。

地方交付税は、前年度と同額の二億五千万円を計上いたしました。

分担金及び負担金並びに国庫支出金は、歳出予算との関連において、計上したものであります。

繰入金は、減債基金から公債費の元利償還金にむけて三千五百七十三万円と、投資的経費に充当するための財源として、光のふるさと創造事業基金と、財政調整基金から一億九千五百万円、合わせて二億三千七十万二千円を繰り入れるものであります。

諸収入は、学校給食保護者負担金、広域事務組合衛生費交付税再配分及び原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金等、二億二千八百十四万円を計上したものであります。

町債は、ふるさと林道整備事業、町道整備事業、赤保内小学校新增改築整備事業、及び漁港建設費等の財源として、歳入総額の十一・六パーセントにあたる、六億四千二百八十万円を起す予定であります。

次に歳出ですが、総務費に、八億四千九百九十四万二千円を計上いたしました。

主なものとして、企画費の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、三億七百四十万一千円、ふるさとにぎわい広場管理運営委託料二千五百二十万円、地方バス路線維持対策費補助金二千三十九万五千円等

であります。

民生費には、八億七千二百四十三万三千円を計上いたしました。

主なものとしては、社会福祉費の三戸郡福祉事務組合負担金一千八百七十七万六千円、町社会福祉協議会補助金二千九百九十二万九千円、重度心身障害者医療費等の扶助費に七十六万八千円、児童福祉費では、保育園措置費等、扶助費に、一億五千九百四十六万七千円、老人福祉費では、ホームヘルプサービス事業、老人デイサービス事業、在宅介護支援センター運営事業等の委託料に八千五百四十二万二千円、老人保護措置費等の扶助費に、一億六千九百四十七万円、老人保健特別会計繰出金五千二百二十五万四千円等であります。

衛生費には、三億九千二百六十四万五千円を計上いたしました。

その主なものは、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金五千八百四十二万円、乳児医療給付費として一千四百六十三万九千円、各種検診に要する委託料として四千二百四十四万二千円、ゴミ収集委託料に一千八百四十二万一千円、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金四千四百二十万七千円及び合併処理浄化槽設置費補助金二千五百七十九万五千円等であります。

農林水産業費のうち、農林業費には、五億五千一百三十三万八千円を計上いたしました。

主なものとしては、農業農村交流施設工事費に七千万円、ふるさと農道事業費負担金に四千四百九十六万五千円、平成九年度より、新たにスタートする中山間整備事業費に六千九百八十四万四千円、ふるさと林道緊急整備事業費に一億九百八十八万三千円等を計上いたしました。

一方、水産業費では、小舟渡漁港修築事業負担金三千五百万円、大蛇漁港改修工事並びに桝漁港局部改良工事、合わせて二億八千五百三十三万二千円、及び漁業集落排水事業特別会計繰出金三千五百七十三万五千円等、五億四千五百一十二万五千円を計上したものであります。

次の土木費には、生活環境整備のため、排水工事等工事請負費に五千二百三十九万八千円、道路新設改良工事関係費に三億四千五百一十二万八千円、及び河川公園防護柵工事費に三百五十五万円等を計上し、総額は、四億九千五百八十二万一千円としたものであります。

教育費には、九億七千八百四万一千円を計上いたしました。

その主なものとして、赤保内小学校新增改築工事に二億七百万八千円、道仏中学校に導入するコンピュータ施設整備関係費として四千百万円、保健体育費のトレーニングセンター造成工事費一千二百万円等であります。

消防費には、六千二百四十五万一千円を計上いたしました。

その主なものは、本町自治消防第七分団の創設にともない、コミュニティ防災センター新築工事費と消防ポンプ自動車等購入費一千八百七十九万六千円等であります。

次に公債費は、起債の元利償還に充てるため六億一千二百六十二万一千円を計上し、予備費には、一千二百七万二千円を計上いたしました。

以上、申し上げました歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比五・三パーセント増の二十一億五千七百五十二万円となり、予算総額に占める割合は、三十九・〇パーセントであります。

次に投資的経費は、前年度比二〇・三パーセント減の十七億四千七百六十八万五千円となり、予算総額に占める割合は、三十一・六パーセントとなりました。

次に物件費、維持補修費などのその他の経費は、四・五パーセント増の十六億二千七十一万三千円となり、予算総額に占める割合は二十九・二パーセントとなりました。

第三表 債務負担行為については、平成九年度若年者雇用奨励金を平成十年度、及び平成十一年度に

わたって交付するものであります。

第二表 地方債については、赤保内小学校新增改築整備事業をはじめ、ふるさと林道整備事業、漁港整備事業及び道仏中学校大規模改造事業等合わせて、六億四千二百八十万円を起す予定であります。

議案第十二号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算案について、ご説明申し上げます。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ、八億四千七百三十二万六千円といたしました。

これは、前年度比で三・四パーセント、一千九百五十三万三千円の減となります。

その主なものは、老人保健拠出金の減によるものであります。

これは、平成七年度の老人医療に要した費用をベースとして、積算したものであります。

歳入の主なものを申し上げます。

国民健康保険税は、予算総額の五十・一パーセントの四億一千四百七十七万四千円で、被保険者一世帯当たり、約十九万七千七百五十三円、一人当たりでは、七万八千七百四十九円となります。

前年度と比較しますと、被保険者一人当たり、約二パーセントの減となります。

また、国庫支出金は、予算総額の三十三・二パーセントの二億八千万円で、対前年度比十五パーセントの減ですが、これは、一般被保険者療養給付費の減によるものであります。

療養給付費交付金は、退職被保険者に係るもので、七千五百二十二万六千円で、予算総額の八・九パーセントであります。

繰入金は、保険基盤安定制度や財政安定化支援事業など、六・七パーセントの五千八百四十一万円で

なりました。

歳出の主なものを申し上げますと、保険給付費は、予算総額の七十三・一パーセントの、六億二千九百八万六千円で、被保険者二世帯当たり、二十八万八千二百十五円、一人当たりでは、十二万四千七百七十三円となります。

前年度に比較しますと、百九十三万六千円、〇・三パーセントの増となります。

老人保健拠出金は、予算総額の二十一・一パーセントの一億七千二百八千円となりました。

予備費は、保険給付費の約二パーセント相当分の、一千九百五十八万九千円を計上いたしました。

議案第十三号 階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算案について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を六千八百七十一万二千円と定めました。

前年度当初予算と比較しますと、七・一パーセントの四百六十六万七千円の減額となりました。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

診療収入は、総額の五十五・八パーセントの三千三百九十八万九千円、繰入金は、四十三・五パーセントの二千八百五十万一千円となりました。

次に歳出について、ご説明申し上げます。

総務費は、総額の七十一・四パーセントの四千三百四十三万七千円、医療費は、十九・八パーセントの二千二百五十六千円、公債費は、七・八パーセントの四百七十五万二千円などを計上いたしました。

議案第十四号 平成九年度階上町老人保健特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ九億八千三百三十二万七千円と定めました。

前年度当初予算と比較しますと、十一・一パーセント、九千八百五十六万七千円の増額となっております。

老人医療費は、医療保険制度それぞれの拠出金と、国、県、町の負担で賄われておりますが、医療給付対象者の伸びとともに、医療費も伸びてきております。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

支払基金交付金は、予算総額の六十・八パーセントの、六億六千九百九十九万三千円、国庫支出金は、二十二・二パーセントの、二億八百万二千円、県支出金は、五・四パーセントの、五千二百七十六万五千円、町負担である繰入金は、五・四パーセントの五千三百二十五万四千円となっております。

歳出の主なものを申し上げますと、医療費は、予算総額の九十九・八パーセントとほとんどが医療費であります。

対象者一人当たりの年間医療費は、六十九万八千二百九十三円となります。

総務費は、〇・二パーセントの、二百十二万二千円を計上いたしました。

議案第十五号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。
本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ三億五千八百九十九万二千円と定めました。

歳入の主なものとして、県支出金一億二千五百三十五万六千円、一般会計からの繰入金二千五百七十三万五千円、町債九千七百九十万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、一般経常費で、八百九十九万九千円、委託料に一千三百十五万二千円、工事請負費に三億二千五百五十万九千円、水道管布設替移転補償費に五百万円、公債費償還金元金、利子合わせて九百十八万九千円、予備費に百四万三千円を計上いたしました。

第二表地方債は、漁業集落環境整備事業のうち、下水道事業九千七百九十万円を起す予定であります。

議案第十八号 平成九年度階上町簡易水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ四百八十七万二千円と決めました。

前年度当初額と比較しますと、五十五・五パーセントの増となりました。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

使用料及び手数料は、水道使用料など予算総額の六十五・七パーセントの三百二十万円、繰入金は一一般会計からの繰入金、三十四・三パーセントの百八十七万二千円となりました。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。水道施設費には、八戸圏域水道企業団に支払う分水料等、予算総額の九十五・三パーセントの四百六十四万四千円、総務費と予備費合わせて、四・七パー

セントの二十万八千円を計上いたしました。

議案第十七号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ二億三千二百六十八万八千円とし、均衡あるまちづくりを進めることから、人口減少が著しい西部地区に優良住宅地の造成をおこない、定住の促進を図るためのものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

財産収入に三百八十万六千円、町債に二億三千八百八十万円等合わせて、二億三千二百六十八万八千円を計上いたしました。

歳出につきましては、住宅用地造成事業費に二億三千八百八十二万二千円、公債費に三百八十五万円合わせて、二億三千二百六十八万八千円を計上いたしました。

第二表 地方債については、住宅用地造成事業二億三千八百八十万円を起すものであります。

議案第十八号 町道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法第十条第一項の規定により、町道登山口・石倉線を廃止するため、提案するものであります。

議案第十九号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法第八条第一項の規定により、登山口・つくし森線及び、正部家前・石鉢線を町道認定するため、提案するものであります。

議案第二十号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町固定資産評価審査委員会委員、久保武司氏の任期が、平成九年三月十四日をもって満了するので、引き続き同氏を後任の委員として選任したいので、同意を得るため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして、概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおりご議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田富男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第四 陳情第一号 患者負担の大幅拡大となる医療保険制度「改革」の中止を求める意見書採択についての陳情書の件から、日程第六 陳情第三号 地方事務官制度の廃止に関する意見書提出の陳情書までの件、三件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております、陳情の件は、会議規則第三十九条の規定に基づき、陳情第一号から、第三号までの件については、教育民生常任委員会に、陳情第二号については、総務財政常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第一号から第三号までの二件は、教育民生常任委員会に、陳情第二号については、総務財政常任委員会に付託することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明、三月十二日から三月十三日までの二日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、三月十二日から三月十三日までの二日間、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、三月十四日午前十時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前十時五十八分）

平成九年第二回階上町議会定例会△△△議事録 (第一二五号)

招集年月日	平成九年三月十一日										
招集の場所	階上町議会議場										
開閉会日時	開議	平成九年三月十四日 午前十時三十分				議長	前田常男				
及び宣告	散会	平成九年三月十四日 午前十一時二十分				議長	前田常男				
出席(不欠)招議員及び出席並びに欠席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不欠招 ○公務欠席	議席番号	氏名	等別	議席番号	氏名	等別	議席番号	氏名	等別	議席番号	
	一	佐京 登	○	二	畑中 弘實	○	三	大前 典男	○	四	川上太榮助
	五	桑原 一夫	○	六	木村 勝彦	○	七	嵐守 瑞穂	○	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	○	十	平戸 茂雄	○	十一	松倉 正美	○	十二	巽 静子
	十三	荒道 鶴造	○	十四	大下 義雄	○	十五	田端 清	○	十六	山田 昭治
	十七	荒谷 剛生	○	十八	前田 常男	○					
	五	番	桑原 一夫	六	番	木村 勝彦					
	事務局長	高橋 信一	総務課長	中村 豊志	庶務係長	田 中 昇					
	町長	正部 家佑	助役	中村 禮一郎	収入役	中田 文夫	教育長	大釜 安也			
	地方自治法第二百一一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名										
	総務課長	浜谷 政己	企画課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆巳					
	保健課長	三上 孝八	農林課長	浜谷 義勝	建設課長	高階 繁雄					
	町民課長	工藤 靖夫	水産商工課長	桑原 定男	中央保育所長	小沢 勝					
	出納室長	齊藤 博俊	教育次長	上山 博一	学務課長	渡部 光雄					
	社会教育課長	(上山博一)	体育課長	鳩 文男	給食所の所長	林 貢					
	農委事務局長	中城 功	診療所事務長	(三上孝八)	企画課長補佐	澤田 敏男					
	代表監査委員	下野 岩男									

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開会・議長 (前田常男君)	△△議事の経緯過
開議・議長 (前田常男君)	ただいまの出席議員は十八名であります。
	定足数に達しておりますので、
	これより、本日の会議を開きます。
	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
議長 (前田常男君)	日程第一、一般質問を行います。
	質問の通告がありますので、順次発言を許します。
十五番 田端 清君の発言を許します。	
今定例会に一般質問の機会を得ましたこと感謝申し上げます。	
私は、産業振興について、お尋ねいたします。	
まず第一に、農業振興についてでございますが、わが町の基幹産業である農漁業は、国際的慣性により、厳しく、これまで、いろいろ振興策を講じて、援助もしてきたところではありますが、その効果も薄く、遊休施設もあり、雨除けハウス、加工施設等再利用を考えて居るか、また、今後、どのような振興	

考えて居るか、お尋ねいたします。

次に、商工業振興ですが、商業は、規制緩和により、大型店の進出並びに町外購買流出により、厳しく、特に小売業は、厳しい状況にあり、年々閉店する店も多く、このままでは、町民が不自由をするところがあります。

この、振興策を考えて居ますか。

次に、工業についてでございます。

人口増加の割には、増加せず、これまで積極的に企業に誘致企業に力を入れてきたところでございますが、どうなっているのか、また、町で使用する物産並びに建設工事について、地元発注を願うところがあります。

そして、総合的産業振興を図り、雇用の場を拡大し、町民の定住を図り、これが、町発展の要素であり、強力に進めるべきだと思いが、町の考え方をお尋ねして終わります。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君

町長（正部家佑介君

田端議員の一般質問にお答えをいたします。

産業振興について、ということですが、主に、農業振興というふうに受けとめましたので、その辺を中心に、ご答弁申し上げたい、こう思います。

第一点の雨除けハウスにつきましては、昭和六十二年度から平成八年度まで、六十五戸の農家で、百三十二棟が建っております。

この内、五十八戸、百二十二棟が野菜育成のほか、ホウレン草を中心に、ツボミ菜、小松菜、山東菜、大根菜等の軟弱野菜を作付けしている状況であります。

また、六戸の農家、十棟につきましては、すでに、償却済みのハウスが四戸で六棟ある。

残りの二戸、四棟については、高齢者及び離農によりまして、作付け困難な状況になっております。いずれ、今後とも、階上町農業共同組合と協議して施設を有効に活用するように、積極的に、営農指導等を、展開していきたいというふうに思っております。

加工施設等については、町の農産物加工施設一か所、農協の塩蔵施設一か所、堆肥製造施設一か所となっております。

町の農産物加工施設 晴山沢、鳥谷部については、地域の加工グループによりまして、味噌、豆腐、漬物等に有効利用されておまして、その製品は、道の駅、直売所等で販売されている状況にあります。農協の施設であります、塩蔵施設の状況については、昭和五十六年度に建設をされまして、昭和六十二年度まで加工大根の製造に利用されてきました。しかし、元年度に、取引先の加工食品会社が倒産ということ、その後、平成五年度まで、別の会社にピットだけを有償で貸してきたという状況であります。

平成七年度からは、作業場は、ネギ、ゴボウの調整作業場として利用しております。

ピットの利用については、現在、農協において、検討中ではありますが、特別な作りでありますことから、有効な利用方法は、まだ、見つからないということでもあります。

今後、農協と十分協議し、有効な活用に努めていきたいというふうに思います。

また、堆肥製造施設については、昭和六十三年度に建設され、平成二年度では、一千三十トン製造し、その後、年々減少してきておりまして、昨年度は、四百五十一トンまで落ち込んだと、5年度以降赤字運営となっている状況にございます。

原因は、鶏糞や豚糞が、無償で農家に提供され、また、施設の屋根がついていないと、従って、半熟程度の堆肥となりまして、完全良質堆肥とは言えないためであろうと思われま。

今後、施設の有効利用を高めるために、県、農協と協議して、施設の運営について、町内に生産を置く業者と協議していきたい。いうふうに思います。

農業振興全体について申し上げますと、平成六年度の三月に策定いたしました、農業経営基盤強化基本構想によりまして、地域特性を生かした生産性の高い農業の出現、町生産物直売所を利用しての農産物加工品の振興、観光農業への取り組み等、二十一世紀に向けての消費者ニーズに対応した農業を構築していくと、いうことを狙いに経営感覚に優れた認定農業者の確保。

高収益性作物による産地づくり、流通加工への取り組み等による付加価値の増大。

これら、三点を重点目標として、農協と農業者の理解、そして、協力を得ながら、農業構造の改善に努めていきたいと、いうふうに思っているところであります。

また、商業の振興についてであります。田端議員のご質問の中にもありますように、同じような認識を持っているところでありまして、時代の変化ということが、大きな要因だろうと思えます。

いずれ、車の時代を迎えつつあるというふうなことも、大きな要因だと思えますが、わが町の商工、特に商業の振興については、後継者の問題等考えますと、大変、憂慮される状況だという認識は、持っているところであります。

商業の振興につきましては、これまでも、道の駅、にぎわい広場、いわゆる、生産物直売所の建設や、この間、ご説明申し上げました、階上丘陵整備構想におきまして、交流の森の中に、産直広場をつくりたいというふうな計画を持っているところでありますし、また、地場産品としては、ご承知のようにいちご煮、商工会で進めております、海藻ラーメン等、大きな人気を呼んでいる訳であります。それにしても、わが町、地場産品、いわゆる、特産品と申しますか、この辺のところが、まだまだ、十分とは言えない、こう思っておりますから、今後も、現在進めております、ジーンズスカンの里づくり、あるいは、柿ワインの販売等を進めていきたい。

いずれ、地場産品少ないものでありますから、今後も、地場産品の開発に力を入れていきたい、いうふうに思います。

商業の活性化、振興策ということにつきましては、総合振興計画、あるいは、都市計画の中で、四十号線沿いに商業拠点を創って、そして、商業集積を図っていきたい。いうことでありますが、いずれにしましても、商工会、商工業の方々のご意見を十分伺いながら、やっていきたい。

これまでも、商工会の皆様方には、様々なご努力をいただいているところであります。今後、商工会、商店の方々が、主体的に取り組むことで、取り組んでいただきたいと、こう思っております。

町としても、今後もそういう意味で取り組んでいきたいと、こう、思っております。

これにつきましては、どの町村も、大変、落ち込みが激しいという状況、似たような状況にあるところでありまして、そういう意味からいくと、なかなか決めた手に欠けるということになります。が、いずれ、地道な努力を積み重ねていくと、いうことが大事だろうと、そのためには、商工会、商工業者と密接な連携・協調の下に、今後も取り組んでいきたいと、いうふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

げたいと思います。

あと一つは、企業誘致につきましても、これまでも大分、大きな企業を含めて企業誘致してきたところですが、ご承知のように、現在では、工場の海外進出というふうな状況、そして、景気が今一つパツトしないというふうなことでありまして、ここ何年か、県全体からいきまして、企業誘致がほとんどないような状況になってきている。

そう言う意味では、これまでのように、どの町村も企業誘致については、大変厳しい状況だと言う認識を持っております。

それにしましても、働く場の確保ということ等を考えると、こう言う条件下でも努力をしていきたいというふうな思っているところであります。

あとは、町の発注について、地元からということではありますが、いずれ、これまでもなるべくそうするようにと、心掛けてきたところであります。

今後とも、その姿勢のもとに進めていきたいと、こうゆうふうに思っております。

もう一つの柿ワインの取り組みについてであります。これについては、お陰様で、今年大分好評をいただいて、だんだん品切れになりそうな状況だと言うことで、そう言う意味では、嬉しい悲鳴を上げていると言つことではありますが。

今年は、十トンで二万本の柿ワインを製造したと言つことではありますが、来年度、だいたい、二万本を目標に、生産をしたいと思っております。

これらの販売等につきましては、現在、財団法人・階上町産業振興会、いわゆる、道の駅にある訳ですが、そこで、農協、そして、メーカーと、三者契約によって取り組んでいきたいと。こうゆう、方向で話が進んでおります。

以上です。

議長（前田常男君）

十五番 田端 清君

十五番（田端清君）

再質問します。

さきほど、農業振興について、いろいろ、詳しく説明していただきましたが、その中で、堆肥製造施設ですけれども、あれほど、積極的に取り組んだ施設であり、それが、効率が良くないと言つような状況であると言つのが現実のようですけれども、これは、設置する段階で、慎重に審議し、そして、設置すべきだと思つし、いわゆる、無効と言つことは、公費の無駄遣いと言つ意味でありますので、今後とも吟味していただきたいと思います。

それから、農業のことですが、今、提案されております農業の交流施設は、どのような施設で、どこへ設置するのかお伺いします。

議長（前田常男君）

農林課長 浜谷義勝君

農林課長（浜谷義勝君）

それでは、お答え申し上げます。

例の堆肥の方の施設でございますけれども、これにつきましては、いろいろ、施設等の欠陥もございまして、いろいろ、検討している訳でございます。

最大のポイントそのものは、さきほども、町長からも説明ありましたとおり、屋根がない関係上、すべて、気候に左右される、その関係上でございます。良質の堆肥ができないと言つことで、今後、農協だ

での管理運営は、非常に難しいと言つふうに判断してございまして、県・町・農協と、今、三者で協議してございまして、何らかの方法を取りたいと言つことで、今、民間業者の方で対応してもいいのではないかと言つふうなお話がきてございまして、今、その業者といろいろ検討しまして、屋根付きの施設の方角付けを検討しながら、良質な堆肥に努めていきたいと言つふうに思つてございします。

もう一点の、交流施設でございしますけれども、場所につきましては、登山口入り口の所に、木造三百五十平方メートルを設置したい。

そして、その利用方法でございしますけれども、農村婦人活性化推進協議会と言つものがございます。その方々に、施設の管理運営をお願いして、産直、野菜の産直並びに特産品の加工。

今、考えてございますのが、ハープとか、染め物等を、それから、私の方で、今、町民農園を運営している訳でございしますけれども、そういう人たちとの交流の場に利用していただきたいと言つふうに思つております。

以上でございします。

議長（前田常男君）

次に、五番 桑原一夫君の発言を許します。

五番（桑原一夫君）

本三月定例会に、御機会をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

バブル経済破綻後、現在、国、地方とも財政の悪化が叫ばれる中に、地方分権、高齢化、少子化の問題、教育、金融システム、社会保障制度、規制緩和等々、戦後五十年を経て、全ての分野に於いて、新しいシステムを再構築しなければ二十一世紀の日本の繁栄は無いだろうと、国民一人一人誰しもが同

じ認識を持っているのではないでしょうか。

これらの諸問題の根底にあるのは、すべて、財政の悪化が原因ではないでしょうか。

財政の悪化、即ち、日本経済の長期低迷が、今日の状況をもたらしていると言つても過言ではありません。国では、内閣、及びすべての政党が、行財政改革を声高に主張しております。

行財政改革に聖域は無いと言つ、強い決意の程が伺えますので、いずれ、その道筋が示されてくるものと思ひます。

振り返つて、我が階上町を考えてみますと、国と同様、財政は悪化の一途をたどっているのは、御多分に漏れないところでございします。

現在の町民の、広いニーズに応えることも、当然のことではありますが、将来の町の発展のためにも、現在、町政に携わっている者の責任は、大なるものがあります。

その最も重要なことの一つは、町の財政を再建させることではないでしょうか。

次の世代に大きな借金を残して置くことは、責任ある政治とは言えません。

幸い、平成九年度の町予算案につきましては、需用費、食糧費等を削減し、前年度比マイナス予算となる、緊縮予算を組まれたことは、町の姿勢の表れと高く評価するものであります。

しかし、町の財政を再建する為には、今後、思い切った事業の見直しや、財政問題と経済政策は、表裏一体の関係にあるとの認識から、町産業の振興を、より一層図つていく必要があるのではないのでしょうか。

以上のような現状を認識しつつ、二点について質問させていただきます。

まず第一に、総合運動公園整備事業についてであります。

今までの経過を振り返ってみますと、

町民の関心の度合いは、当初よりいぶん低くなってきているように思われますが、この事業は、正部家町長の最大の政治公約と、私は理解しております。

私が、議席をいただく前の昭和六十一年度の総合運動公園基本計画では、用地は、今の野沢地区で、面積約十ヘクタール、総事業費約十億円を予定し、財源としては、地域総合整備事業債、つまり、起債事業で三カ年で完成させる予定と伺っております。

その後、平成三年、私が議席を得ましてから、用地選定に際しましては、町議会の意見が二分したまま場所が決定され、同じ野沢地区に総面積十四・五ヘクタール、総事業費二十六億五千万円と、面積、事業費共に大幅に増えて、計画された訳であります。

面積が増えたのは、建設省のカントリーパーク事業の認可を受けるためと理解しております。

つまり、総事業面積に対しまして、五割程度の公園面積が必要であるという、理解からであります。事業費が、十億から二十六億五千万円になった理由は、公園面積が四・五ヘクタール増えたにしても、これだけ膨らむ筈がなく、いまだ理解できないことの一つであります。

そして、平成四年めでたく、建設省より事業認可を受けた訳ですが、当初、十ヘクタールで十億の事業費が、十四・五ヘクタールで二十六億五千万と大幅に増えたために、当時の財政事情から、十ヶ年計画という長期計画になったと理解しております。

この長期計画の是非については、今まで、議場において議論してきておりますので、触れませんが、その時、私共を示された資金計画では、平成四年度から平成十年度までの七ヶ年は、公園整備を中心として、建設省の補助事業として、約二億八千万円で整備し、平成十一年度から平成十二年度までの三ヶ年につきましては、地域総合整備事業債という起債事業により、約二十三億七千万かけて完成させる予

定でありました。

現在、担当課も、企画課から体育課に変わり、平成九年度の予算では、埋蔵物の調査費が計上されるのみであり、他の事業は、計画されておりません。

ここで、今までの五ヶ年間の事業の進捗状況と、何分にも、階上町始まって以来の最大の費用を要する事業ですので、今後の五ヶ年の年次計画と、その財源とを併せてお伺いします。

第二点として、階上町建設業者工事施工能力審査規則の改正についてであります。

国の公共事業は、公共投資基本計画に基づいて、平成七年から平成十六年までの十ヶ年で、総額六百三十兆円の計画が建てられております。

これは、アメリカに対する国際公約となっております。

しかし、今財政構造改革会議で、この基本計画の総額方式を見直しして、一割程度削減しようという議論がなされております。

この見直しの根底にあるのは、以前に比べて、公共投資が景気に与える効果が相対的に小さくなってきているという、指摘にあると思われま

す。建設省などは、将来の高齢化社会を迎える前に、着実な社会資本の整備をすべきであると、主張しておりますが、現在より、事業費が増えて行くことは、厳しいのではと思われ、地方の経済に与える影響は、大きいものと思われま

す。階上町の建設事業費の推移をみますと、平成元年には、約十四億八千万円であったのが、平成七年度には、約二十四億と大幅に伸びております。

これは、国の景気浮揚策にのっとり、積極的に投資的経費を計上した結果であります。

しかし、結果として、町債、つまり、町の借金を大きくして、今日の財政悪化を招いた原因ともなっております。

前段において、私が申し上げましたように、財政問題は、経済政策と一体であるとの観点から、町においても、今こそ積極的な経済政策をとるべき時ではないでしょうか。

そこで、町の経済政策としての公共工事に係わる、階上町建設業者工事施工能力審査規則の改正についてであります。

本来、業者の指名は、町長の権限であり、受注できるかどうかについては、当然企業の努力であります。しかし、前文で申し上げましたように、町の経済政策として、町の業者が広く受注できる機会を与えていただきたいという意味から、この規則の改正について伺いする訳でございます。

この規則は、建設業者の工事施工能力を、厳正かつ公平に審査するために、昭和六十二年四月十四日に定められたものでありますが、この主旨については、建設省の指導のもとに作られており、異議を唱えるものではございません。

今までも、四回ほど改正され、金額についても上げられてきていることは、承知しておりますが、現在、町の業者には、A級はなく、B級、C級のみと推測しております。

私は、この金額をアップすることにより、町のB級、C級の業者が指名を受ける機会を増やすべきではないかと存じます。

特に、B級の幅を広げることにより、工事の内容によっては、B級がよりA級に入りやすく、また、C級もB級に入りやすいようにすべきではないかと思われま

す。現在のC級は、二五、〇〇〇千円以下、B級は、二五、〇〇〇千円以上五〇、〇〇〇千円以下、A級は、五〇、〇〇〇千円以上という規則を全体的にアップし、受注できる機会を増やし、業者の施工

能力を高め、その利益を地域に還元し、町の産業振興を図るべきではないかと存じます。

町長のご所見をお伺いいたします。

以上、二点について伺いまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部家佑介君）

桑原議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、運動公園であります。前段のいろんな意見については、同感のところが多い訳でありまして、それについては省かせていただきますが、いずれ、運動公園についてもでありますし、時代は、目まぐるしく変転してきていると言つ状況でありまして、しっかりした舵とりをしていかなければいけない。

これは、十分、言われるまでもなく、認識をしているところでありまして、国全体バブル経済の渦中にあつては、誰も、これがバブルだと思わないで、終わってみて、あつ、バブルだったのかと言つことなんだろうと思いますが。

いずれ、それはそれといたしまして、現在、社会全体といえますか、この成熟社会になりつつあると、こう言つ認識を持っておりますから、過去のような景気と言つことは、もつ、期待できないのかなと、言つふうに感じているところでありまして、ちょっとすると、こう言つ状況が続いていくのかなあ、と言つふうな感じを受けておりますが。

いずれ、運動公園につきましては、お話のとおりのことと、様々な変遷と言うのか、経過があって、現在に至っております。

総事業費等については、以前、お話をしたようなことだ訳ですが、今後、というふうに考えますと、ご指摘がありましたように、遺跡が出ているということでありまして、平成九年、十年の二カ年で試掘調査を行って、その後、本発掘といえますか、本調査を、どの程度の本調査になるのか、というところになる訳でありまして、この試掘調査が終わってみた段階で、今後どうすべきかと言うふうに考えているところでもあります。

この結果がでないことには、なにせ、土の中のことでありますから、試掘をやってみないと、その後のことと言うのは、その状況によってご承知のように、審議会、或いは、関係者と十分、もちろん議会のご意見も、と言つことになります。

その辺のところを十分協議しながら、今後の進め方については、やっていきたい。

ただ、現時点で言えることは、平成十二年完成はならない。数年の遅れは、止むを得ないところだなあと、現時点での状況と言うふうに、お話をすれば、そう言つことになります。

その次の、建設業者工事施工能力審査規則の改正をする気はないのか、と言つことではありますが。

結論からいきますと、現在、他町村等も調べている訳ですが、いわゆる、A、B、Cのランク付けについては、他町村について比較して、決して金額が小さくないと言う状況にありますから、大きな改正は、その意味では、必要ないだろうと言つふうに思っているところでございます。

ただ、地元業者の育成等についてのご意見もあった訳であります。これについては、勿論、大きなことでもありますし、その姿勢で今までも、やってきたつもりをしております。

併せてと言いましようか、私ども、行政を預かる者としては、より安く、より良い物をと言つことも大きな責任の一つであります。

そう言つことから、より安く、より良い物を、いわゆる、その中で地元業者の育成を、どうしていくのかと言つふうな考え方に立っているところでありまして、今、適切な競争、或いは、市場原理のない、市場原理の働くようなことでやっていかなければいけない。

地元の建設業者と言つことなんだろうと思いますが、足腰の強い経営体質をつくっていただきたい。

町としても、当然のこととして、そう思っているところでありまして、その中で、市場原理を働かせ、市場原理の働かない業界というのは、発展性が無い訳でありますから、この切磋琢磨をしていただくということが、大事なことだろうと言つふうに思います。

今、まさに問われているのは、議論されているのは、公共工事のあり方、入札のあり方でありまして、これは、私自信は、一業界、一団体、ましてや、一事業者のためだけの行政であってはいけません。

これは、強く、私は、思っているところでありまして、町民のために、町民全体のために、町民の信頼を勝ち得ていくような、そのような姿勢で、姿勢を堅持していきたい。

こう思っているところでもあります。

国レベルでは、海外からも、参入の動きもある訳でありまして、言ってみれば、ボーダーレスの時代、こう言う状況の中で、いかにして、地元業者の育成を図っていくのか、さっき申し上げたような市場原理との関係で、ほど良い調和を図っていかなければならない、こう言う姿勢でありまして、これについては、私自身、何より大事なことで、一業界のためだけと言つことではなくて、町民、町全体のための行政でなければいけない、これは強く、そう思っているところでもあります。

議長（前田常男君）

五番（桑原一夫君）

その中で、ほどよい、調和をとりつつ、地元業者の育成ということで取り組んでいきたい、こう
思います。

以上で、答弁終わります。

五番 桑原一夫君

ご答弁ありがとうございます。
再質問させていただきます。

第一に、運動公園についてでございます。

町長のご答弁の中には、平成九年、十年、二カ年で試掘をし、その調査の結果によっては、また、
全面的な本調査の必要もあるのではないかと。仮定の話で申し訳ないのですが、もし、本調査と言っ
、しなければならぬと言った結果が出た場合、いかほどの予算が見込まれるのか、これをちょっと、
お伺いいたします。

また、ご答弁いただけなかったんですけど、その後のスポーツ施設本体の、たいへん莫大な金が
これから見込まれている訳ですけども、この本体を、どのような財源をもって施工するか、これを
お伺いします。

それから、二番目の審査基準の改正でございます。

人間どこでも、法律をつくりましますと、どちらかと言うと、その法律に拘束されてくる傾向もなきに
しもあらずだと思います。

要は、その自治体が町のため、町民のためにどのような法律をつくるかと言う、まさに、町の考

え方一つではないでしょうか。

私は、一業者の利便を図るために質問をしているのではなく、この規則を町民のために変えれない
ものかと言う、本来、議員としての条例、規則の部分を、ご質問申し上げていることでございます
、その行政が、一業者の利益の代表ではない、議員が代表ではないんだと言うことは、重々、承知
の上で、質問させていただいているつもりでございます。

そう言う中で、まずこの指名審査基準ができる以前、十五年から二十年位前でございますけれども
、当時は、まだ、議会の議決を要する請負工事は三千万の時代、今は、五千万でございます。

その時代においても、今、おそらく、C級であろうと思われる業者さんは、三千万クラスの仕事を
しておったんですね。

それは、補助事業でございます。立派に仕事をやり遂げております。

ですから、金額よりも、町の業者さんが、この仕事をできるかできないかと言う町の判断にかっ
ているのではないかと思います。

先般、某民放のテレビにおきまして、亀井建設大臣が発言しておったのを見ておったんです。
いわゆる、中央においては、大きな工事については、全部、大手ゼネコンが取ってしまうと、それ
が、下請、孫請と言っふうな形になって、本来の景気浮揚策になってないと、どうしても、中小の企
業を育てなければ、公共事業の景気に与える影響は少ないと言うことで、お話をされていました。
いわゆる、中小の中堅どころが、受注できる機会を増やすべきであると、極言しておった言葉の中
には、B級は、A級に入ることができても、A級は、B級に入ることとは、法律で禁じられないものか
と、言っふうなことまで、発言をいたしておりました。

建設大臣の方針として、中小の企業を育てようと言っふうな大きな姿勢だと思っております。

私、法律論を言っておりますので、誤解のないようにお願いいたします。
その中で、一つここに記事がございます。建設省は、平成八年度補正予算の公共事業で、従来は、大手に発注していた大型工事について、地方の中小業者に、企業共同体、JVを組ませて入札に参加させる方式を施行すると発表しています。

これは、どう言うことかと言いますと、大手から下請にまわす際のマージンを無くすことで、コストを削減するのと、景気低迷の影響が特に大きい中小業者に、仕事をまわすのが狙いと、こう言うシステムのなことを建設省が、既に施行しておる訳でございます。

その中で、企業共同体の活用と言うのは、平成八年度の調査でございます。

市町村において、企業共同体を活用しているのが、千三百六十八自治体、約四十二パーセントの自治体、約四十二パーセントの自治体だと言うことでございます。

この運用基準を策定しているものが、市町村において九百八十四、約三十パーセント。

これは、階上町のような自治体は、対象になりませんが、特定JVと単体企業の混合入札の実施と、これは市町村において、三百三十八自治体、二十五パーセント、言うふうに、今、国をはじめ、この中小の企業を育成しようと言う動きが、まさしく、今、始まっているんです。

そういう時、地方の時代、地方と言われている我々が、やはり、地元のことを考えなければならぬ。と言う意味で制度的なものはじめ、町で考えていくべきではないかと。

特に、町の裁量権と言う問題がございます。

AがBに、BがAに、CがABと交流すると言うのは、まさしく、これは、町の裁量権の範囲だと思います。

この中で、随意契約に対する実例がございます。

一つの市が、ゴミ処理場の発注をするとき、特殊な工事のため、地元業者に発注をしようと思って随意契約を結んだ訳です。ただ、隣の市が、市の業者が、もっと安くできると言うことで役場に来たんだと、そういう時、どう言うふうな随契をすればいいかと言う行政実例がございます。

その中で、同等程度の技術、それと、価格も同程度、そう言うことになったとすれば、地元の経済の活性化を図ることは、自治体としての重要な施策であり、地元優先の契約基準を徹底することも、許容されるべきである。

いわゆる、今、大きくこの自治体の裁量権というのが、客観的に認められてきているのが、今の時代ではないかと、私は思います。

そう言う意味で、私は、別に、今、質問して、業者の利便を図るためにこうしているのではありません。

やはり、地域、町民のための行政と言う、町の裁量権と言うものを考えた上で、やっていただきたいと言う意味でございます。

そう言う意味で、金額の上限だけで、ご質問申し上げましたけれども、そう言うふうな運用基準の策定等、それらも、考慮する気があるのか、ないのか、併せてお伺いします。

町長 正部家佑介君

議長 (前田常男君)
町長 (正部家佑介君)

桑原議員の再質問にお答えいたします。

運動公園の方であります。試掘、いわゆる、予備調査と申しますか、試掘をやってみないことは、繰り返しになって、大変恐縮する訳ですが、この結果を踏まえて、その先をどうしていくのか、

と言つふうなことでありまして、従いまして、本調査、本格的にやると言つことになる、相当大きな予算、そして、年数と言いますか、調査員の人的な問題もあるところでありまして、試掘を試みて、どう言ふふうな状況なのか、さっきも、お話しをしましたように、土の中のことでありますから、やってみないことには分からない部分が多いと言つてあります。その時点で、さっきも、お話しをしましたように、スポーツ関係者、或いは、町議会の方々、町民の方々の意見を聞きつつ、方向を定めていきたい、言つふうに思います。

財政的な面、仮定で申し上げますならば、これまで、ご説明申し上げたとおり、地総債と言つことで、概ね、地総債でやっていくことだろうと思つていますが、現時点で、さっきも申し上げましたように、現時点で、数年遅れることは、遅れる状況にあると言つことで、お答えをさせていただきたいと言つふうに思います。

その次の、第二点目ではありますが、地元経済の活性化と言つことについては、勿論、当然そのとおりであります。その点の考え方については、なんら、異論は無い訳であります。

ただ、そう言う中で、いかにしてより安く、より良い物をやっていたか、と言つふうなことも、これまた、大事なことであります。

結論的にいけば、そう言う意味では、他町村の例など、私どもが調べた範囲では、決して、この金額については、ABCランクの金額については、低い方ではない。

むしろ、高い方と言つことができます。

様々、指名に当たりましては、ご承知のことだと思いますが、参考までにお話しをする、県の経営事項審査を受けていることが必要でありまして、その辺のところを町としても指導していきたい。そして、町民の信頼に応えると言つことからいきますと、厳正な資格、この進め方をしていくべきだ

ろつと。

それと、今、さっきの建設大臣のお話とか、様々な事例等もありましたが、現在は、ひょっとすると、地元地元と言つことで、そっくり、そのまま、むしろ、こう言う言葉があるのかどうかであります。下請じゃなくて、上請と言つふうな状況もみられてきている、言つことも新聞の中にあつた訳であります。

その辺のところですから、地元業者の育成と、そして、競争原理の、市場原理との調和のもとに、いかに、その中で、地元業者の育成を図っていくか、このことが大事なところだろうと、原則論を申し上げて、恐縮に思いますが、私自身は、そう言う基本的な認識を持っているところであります。

以上で、答弁にさせていただきます。

議長（前田常男君）

五番 桑原一夫君

五番（桑原一夫君）

どうも、度重なる、ご答弁ありがとうございます。

運動公園につきましては、地総債で整備をして行きたいと、言つふうなことで、財政も絡み、一般単独債におきましては、公債比率十五パーセント超えますと、大変な規制を受けてきますので、そのところは、長期的な財政計画に立って、進めていただきたいなと思つています。

一番目についてでありますけれども、町長、先ほどから、私、申し上げましたように、地元経済を活性化させるためには、町の裁量権は、かなり、許容されると言つふうなことで、私は、理解をいたしております。

町長、町長選に出馬されたとき、企業会社経営されておりましたので、企業の会社経営の感覚を、

議長(前田常男君)

行政に反映させると言うことを、私、確か、もう十数年前になろうかと思えますけれども、お伺いをいたしております。

その、会社経営を行政に、生かすと、反映させると言うことは、まさしく、入るを計りて出するを制すると言う、行政の根本からいきますと、いわゆる、出る方を極力効果のあるものにして、入るを計っていくと、これこそまさしく、経済人の発想ではないでしょうか。

そういう意味で、町のために、その感覚でもって、これから許される裁量権の範囲内で、地元産業の活性化をお図りいただきたいと、お願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第一号 階上町住宅用地造成事業特別会計設置条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第一号 階上町住宅用地造成事業特別会計設置条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第三 議案第二号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第二号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議案第三号 階上町肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第三号 階上町肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第四号 階上町老人ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第四号 階上町老人ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第五号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第五号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第六号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第六号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第八 議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
(なしの声あり)
討論なしと認めます。

これより議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第九 議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第十 議案第九号 平成八年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件 二件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
(なしの声あり)
討論なしと認めます。

これより議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第九号 平成八年度 階上町老人保健特別会計補正予算までの件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一 議案第十号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
(なしの声あり)
討論なしと認めます。

これより議案第十号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第十二 議案第十八号 町道路線の廃止についての件から、日程第十三 議案第十九号 町道路線の認定についてまでの件 二件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)
討論なしと認めます。

これより議案第十八号 町道路線の廃止についての件から、議案第十九号 町道路線の認定についてまでの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第十四 議案第二十号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって本件は、質疑、討論を省略することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第二十号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって議案第二十号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明三月十五日から三月十六日までの二日間休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、三月十五日から三月十六日まで二日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、三月十七日午前十時からいたします。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前十二時二十分)

平成九年第二回階上町議会△（定例△△）△△議事録（第二号）

招集年月日	平成九年三月十一日										
招集の場所	階上町議会議場										
開閉会日時及び宣告	開議	平成九年三月十七日	午前十時〇〇分	議長	前田常男	閉会	平成九年三月十七日	午前十一時四十五分	議長	前田常男	
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席	議席	氏名	等別	議席	氏名	等別	議席	氏名	等別	議席	
	一	佐京 登	〇	二	畑中 弘實	〇	三	大前 典男	〇	四	川上太榮助
	五	桑原 一夫	〇	六	木村 勝彦	〇	七	島守 瑞穂	〇	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	〇	十	平戸 茂雄	〇	十一	松倉 正美	〇	十二	巽 静子
	十三	荒道 鶴造	〇	十四	大下 義雄	〇	十五	田端 清	〇	十六	山田 昭治
	十七	荒谷 剛生	〇	十八	前田 常男	〇					
	五	番	桑原 一夫	六	番	木村 勝彦					
	事務局長	高橋 信一	議長補佐	中村 豊志	庶務係長	田 中 昇					
	町長	正部 家 佑	助役	中村 禮一郎	収入役	中田 文夫	教育長	大釜 安也			
	総務課長	浜谷 政己	企画課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆巳					
保健課長	三上 孝八	農林課長	浜谷 義勝	建設課長	高階 繁雄						
町民課長	工藤 靖夫	水産商工課長	桑原 定男	中央保育所長	小沢 勝						
出納室長	齊藤 博俊	教育次長	上山 博一	学務課長	渡部 光雄						
社会教育課長	(上山 博一)	体育課長	鳩 文男	給食所長	林 貢						
農委事務局長	中城 功	診療所事務長		企画課長補佐	澤田 敏男						
代表監査委員	下野 岩男										

地方自治法第二百一一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開議・議長（前田常男君）	△△議事の経緯 ただいまの出席議員は十八名であります。 定足数に達しておりますので、 これより、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
議長（前田常男君）	日程第一、議案第一号 平成九年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。 これより、質疑にはいります。質疑ありませんか。 五番 桑原一夫君 一点、総合運動公園について、一般質問させていただいた中で、ちょっと、私、ご答弁記憶に無いもので、こまかい数字なものですから、体育課長の方からお答えをいただきたいと思ひます。 五ヶ年間の進捗率ということでお尋ねいたしましたけれども、だいたい、総事業費、どのくらいかかっているのか。 また、公園部分については、概ね、計画された整備が終わっているのかなと、言うことと、現時点で
五番（桑原一夫君）	

議長（前田常男君）

体育課長 鳩 文男君

考えられる遺跡の本調査、だいたい、いかほどぐらいになるか、全く、私ども素人で、想像できませんので、これについてお伺いをいたします。

体育課長（鳩文男君）

桑原議員の質問にお答えいたします。

平成四年度から、平成八年度まで、施設の整備に要しました工事費は、約二億四百万となっております。これは、全体の約一割弱の進捗率でございます。

それから、整備面積におきましては、公園部分の四・五ヘクタール、ステージ部分と植栽の一部を残しまして、ほぼ、完成してございます。

それから、埋文調査の本格調査のご質問と思いますが、現段階で、町の職員で調査した場合、一平方メートル当たり、七千円から八千円かかっております。

例えば、一万平米出たとすれば、約七、八千万。県で調査すれば、約一億ぐらいかかる予定で、今までの経過は、そうなっております。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

十八番 山田昭治君

十八番（山田昭治君）

歳入のことでお伺いしたいと思いますが。

先般の概要説明会の中で、沢山お尋ねしましたので、ほとんど、了解している訳なんです。歳入の面で、今年の四月から消費税が五パーセントになる。二パーセントアップと言うことになる訳でございますので、その中で、役場等の証明書等の値上げがあるのか、どうなのか。

あるのであれば、どのような形なのか、今後の持っていく方もどうなのかを、お尋ねしたいと思います。

これは、企画課長でいいと思いますが。よろしく願います。

議長（前田常男君）

企画課長 上沢寿勝君

企画課長（上沢寿勝君）

お答えいたします。

現在、手数料、使用料等、平成元年から据え置いておる訳です。

一部、二年から改定になっているものもありますけれども、これに伴う消費税含めて、消費税は、それなりに二パーセント分は、上乘せなければなりません。大分改定されてから経過されておりますので、その後のコストなんか再計算してある程度、消費税をかなりパーセンテージにすれば、上回ると思いますが、平成十年度に各種施設、児童館も含めて検討したい。

こう言っふうに考えております。

以上です。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

十三番 荒道鶴造君

十三番 (荒道鶴造君)

二、三点質問いたします。

歳出の方でござりますが、六十四ページの老人福祉費の中で、負担金の老人クラブ連合会補助金の八十一万五千円計上されていますが、ほとんど補助金が前年度並に、もしくは、減っているような状態であるが、前年度からみると大分、多く計上されているようでございますが、特別な町としての何か、老人クラブがある予定でのアップの予算なのか、説明をお願いします。

それから同じく歳出で、百一ページの漁業集落整備事業費の中で、十七の公有財産購入費と補償費の家屋移転補償費、それから用地買収費が、それぞれ計上されていますが、この説明をよろしく願います。

それから百三十二ページの文化財保護費の中で、賃金の人夫賃が一千九百四十万二千円計上されていますが、これは一カ所分かその辺を説明お願いします。

議長 (前田常男君)

町民課長 (工藤靖夫君)

町民課長 (工藤靖夫君)

老人クラブ連合会補助金の内訳についてご説明申し上げます。

補助金は、八十一万五千円ですけども、その内訳としまして、運営費と言う名目で三十二万円、それから高齢者健康活動費補助と言うことで二十万、五十二万円ですけども。

その他に、県で補助している補助基準に準じまして、(県補助基本額二十四万円プラス)老人クラブの人数が六百二名なんですけども、それを単価九十円にしまして掛けますと、二十九万四千百八十円と言うことで、トータルで八十一万五千円と言うことで補助しております。

以上でございます。

議長 (前田常男君)

水産商工課長 桑原定男君

水産商工課長 (桑原定男君)

荒道議員の質問にお答えをいたします。

漁業集落環境整備事業の中での、集落道の十七節 公有財産購入費、用地買収費二千八百万円と、十二節の補償費の六千五百万円の内訳と言うことだと思いますが。

集落道につきましては、三号集落道と言いまして、柵の踏切からから金浜の境目のあたりまで、延長にして、二千五十メートルの用地買収を行うものであります。

宅地、田畑、山林、原野を合わせまして一万二千九百平方メートルであります。

それから、家屋等の移転補償費の六千五百万につきましては、付属屋等含めて十軒。風呂、小屋、そう言うふうな物を含めまして、十軒の件数であります。

以上で終わります。

議長 (前田常男君)

教育次長 上山博一君

教育次長（上山博一君）

お答えいたします。
埋蔵文化財の賃金のことですけれども、一千九百四十万一千円の内、埋蔵文化財の発掘調査に係わるものは、一千九百二十三万円ですが、箇所数ですが、箇所数は二箇所です。
一箇所は平内の滝端、あと一箇所は山館前、これは総合運動公園の人夫賃であります。
以上でございます。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

十四番 大下義雄君

十四番（大下義雄君）

歳入について若干、お願いしたいと思います。
ご覧のように、二億六千七百万円、対前年比で減と、そして予算規模の大小ということではございませんが、たまたま、対前年比で言えば、今言った額が減額になっていると、総じて、五十五億二千八百万ですか。
これは、四・六パーセントの減なんですが、これをどのような予算編成を組む枠内で行えたのか、地方公共団体と言いますか、単年度決算でございますので、収支が合えば良いと言うものでは、必ずしもない訳ですが。
歳出の需要を全額呑み込めるような、歳入の財源があれば、それにこしたことはない訳でございますが。

どうしても、歳入の財源と照らし合わせなければならない面も、多々あるかと思いま

す。

そのようなことで、昨年八月ですか、町の総合振興計画、あるいは、町長が日頃思っている施策等々を考え合わせて、当初予算を編成されたと思いますが。

このポイントと言いますか、今年度は、ここを力説したいと言いうことがあれば、その所見を伺いたいと思います。

今一つは、最近どこの町村も財源の多くは、地方税、あるいは補助金、起債等に依存している訳でございますが、毎年、自治省から予算編成に当たって、こう言うことを留意されたいと言う、示された事項があつて、それに基づいて歳入の予算も見込まれている部分もあると思いますが。

それらも、決して過大見積も無いかと思いますが、それらを精査の上、こう言う組み立てをしたと思いますが。

その点のご所見をお願いしたいと思います。

議長（前田常男君）

企画課長（上沢寿勝君）

企画課長（上沢寿勝君）

お答えします。

町長からも所信の説明の際も、お話しがりましたが、現実に、地方交付税は、厳しいと、そう言う現実を踏まえて、八年度と同額と言うことで編成した訳ですが。

さらに、税そのものも、法人その他でかなり減額等が見込まれますし、例え、固定資産

議長（前田常男君）

税が若干伸びたとしても、前年度比、微増にしかないのではないかと言うことでございます。編成全体にわたっては、借金はできるだけ抑えたいと、今回予算が少なかったのは、学校建築の予算、それに伴う地方債等が低くなったと言うのが原因でもあります。そのほかに、歳出をできるだけ抑えて、そして、現在の予算規模五十五億円前後を維持して行くと、公債費も増えないのではないかと予算定の基に組んだと、こう言う事情でございます。いずれ、今後、町民の需要がそれなりに増えて行く訳ですけれども、それらについては効率良く、しかも、新しく事業をする場合には、先ほど、国の編成方針と言うお話もありましたが、国、県を問わず、現在やっている事業は少なくとも、できるだけ継続するとしても、新しくする場合は、現在の事業を見直す、それくらいの考えで持つて行くと言うことでございます。歳出については、やはり他町村でも、今以上努力しているようでございますけれども、十年度においては、福祉事業そのものの伸びが著しいものがありますので、これについても、今後抑制していかなければならないのではないかと、このように考えております。以上です。

町長（正部家佑介君）

町長（正部家佑介君）

ご答弁申し上げます。今、企画課長からお話したところだ訳ですし、また、議案の説明の時とか、提案理由の説明の中でも、お話しした訳ですが、いわゆる、国、県との関係で補助事業等については、そのまま言うことでありましたが。

単独については、どうしても、十分とは言えなかった、と言うふうな予算になっております。

それでも、言ってみれば補助事業については、予算書を見てもえば分かることだ訳ですが、その他に福祉、教育、あるいは農林漁業については、補助事業については、その点については、切り下げることなく予算編成できたと、こう思っております。

いずれ、再々申し上げますように、厳しい状況だと言うことで、冗費と言う言葉は適切だとは思いますが、なるべく、節減できるものは節減をしたい。

でありますから、今後とも執行に当たりまして、議会の方々はもちろんであります、各団体あるいは、町民の方々のご理解をいただいて、進めて行きたいと言うふうに思っております。

以上であります。

議長（前田常男君）

十四番 大下義雄君

十四番（大下義雄君）

見るような財政ですから、新規はもう持ち込めないような状態にあると言いきってしまえば、そのような訳だと思えます。

歳入にしても、歳出にしてもやっぱり、自主財源が豊かでなければ、当然パーセンテージにしても、大きいものではございませんが、なんと言っても、この自主財源を潤わせなければ、ここに活性化を求めなければ、歳入全体から言ってもですね。

そう言う中で、もちろん、町税も必要になって来る訳です。

地方財政の運営はやっぱり、町税が基盤をなすものだと言っても、言い過ぎではないのであって、例えば、サラリーマンの本俸にも等しい訳でございます。

従って、その税収の高い町村ほど、自主性があると、言うことになってくると思います。

わけでも、先ほども歳出需要に合った歳入ですか、この中でも多少町民税を除けば大きなシェアを占めていると思うが、繰入金なんか、ひっぱりやすくひっぱったと言えば極言かも知れませんが。

これも、だいたい三、四年を推移して見ますと、二億から三億を横ばいで歩いてきているようなんですが、歳出の需要に合わせた繰入金であれば、基金の主旨に相反する面もあるのではないかと、ただ歳出需要に合わせたいがために、無理にそこを取り崩して、歳入に持ってきた場合は、そう言うところもあるだろうと思いますし。

繰入金二億三千万ですか、ここに崩した訳なんですけど、これの所在と言いますか、使い道を大ざっぱに、どの辺に、これが充当したんだと言うようなことがあれば、お伺いしたいと思います。

加えて、予算書にも、決算書にも、我々には見えない訳なんですけど、参考までに、現在の主だった基金の、財調はじめ、その現在高をお聞きしたいと思います。以上です。

議長（前田常男君）

町長（正部家佑介君）

町長（正部家佑介君）

大下議員の質問にお答えする訳ですが。

再々、申し上げておりますように、予算については、大分、厳しい状況下で編成をしました。

さっきもお話しをしましたように、学校も、教育を最優先言うことで、ほとんど毎年、ここやってきていると、言うふうなことが一つあるわけでありまして、ご承知のように漁業集落環境整備事業、わが町始まって以来の大型事業に、取り組んでいると言うふうなことです。

そして、漁港建設も、各港それぞれやっている訳でありまして、そう言う点では、補助事業とは言いません、いわゆる自己負担金が掛かるんだと言うことであります。

これら、補助事業については、十分な予算配分ができたと言うふうに思っております。ただ、全体と言いますか、四・六パーセント二億数千万減ったことについては、赤保内小学校が、本体の建設が終わりまして、あと体育館と言うふうなことでありますから、それらが、減につながったと、主に言えば、そう言うことになる訳であります。

前段でお話しがあった、自主財源、これについては、言われますとおり、そのとおりであります。

ただ、これは法令等によって、税制の、国の税制の中でのことでありますから、理想論、理想的には、そうしたいものだ、これは各町村とも、そう思っているだろうと思いま

議長（前田常男君）
企画課長（上沢寿勝君）

す。
ただ、昔から何割自治と言われていますように、ほとんど国からの交付金、国が税制を決め、その範囲でやっている訳でありまして、町村の努力で、自主財源を増やしていくんだと言うことには、自ずと限界があると言うことは、言わなくてもご承知願えることではないのかなと。そう言うふうに思います。

あとは、企画課長からお答えをさせます。

企画課長（上沢寿勝君）

お答えします。

どのような事業に、基金を利用したかと言うことでございますが。

基本的には、事業そのものの、いわゆる住民のニーズに応えると言うことで、どうしても、今回は歳入が少なかったと、こう言う事情で、例えば、光のふるさと想像事業につきましまして、農村総合整備事業、あるいは中山間地域総合整備事業、このようなハードの面と、今回、赤保内小学校の増改築事業と、もろもろの事業等について利用させていただき

ます。

この件については、当初、ふるさと創生事業を基金にした当時は、いろいろ総合振興計画の策定とか、階中のグラウンド照明等で使われて、残そのものが、四千五百万円より無かったようでございますけれども、いろいろな事情で、それに基金でできなかったと言うことで、現在に至っている訳ですけれども。

今後は、できるだけ、歳出等を抑えてですね、基金に振り向けるように努力したいと思

議長（前田常男君）

（十四番）大下義雄君

います。

財調については、基本的には、経済情勢の著しい変動と、これは、拡大解釈されと言うきらいもある訳ですが、現在の歳入の厳しい状況から見ても、住民の要望に応えると言う意味では、ある程度しかたがなかったのかなと、こう言うことでご理解願いたいと思います。

残高について知らせてくれと言うことですので、お知らせします。

光のふるさと創造事業基金は、九年度繰り入れ後の現在高を申し上げます。

一千八百九十六万五千円、一億五千万、九年度一般会計に繰り入れしております。

その残でございます。

財政調整基金は五千三十一万一千円、九年度四千五百万繰り入れた残でございます。

減債基金は、一億五千七百七十七万七千円、地方債の返還金として、一般会計に、三千五百七十三万円繰り入れておりますので、この残でございます。

地域福祉基金、七年度残と同じ一億八千六百六十五万五千円。

土地開発基金は、四千七十六万七千円、当初、四千四十六万四千円でしたが、保育用地の買収の際に、残加わって四千七十六万七千円と、こう言う事情でございます。

ふるさと活性化対策基金、これは農林課ですが、六百万円。

以上が基金の残高、九年度の残高と見込まれるものでございます。

以上です。

十四番（大下義雄君）

予算書にもあるとおり、ふるさと事業は、一千八百万円しか残っていないと言え、昨年一億九千万円、今回も一億五千万円を繰入金にしている訳でございます。これは、先ほど、課長さんから答弁いただいた訳ですが、どの事業も町の振興を図る事業には、いささかも変わっていない訳ですが、本来の基金のあるべき姿と言いますか、主旨と言いますか。これは、私の記憶違いでなければ、スタートは、平成元年でしたか、当時の竹下内閣時勢に、全国三千三百ですか、一億ずつばらまいて、その地域、地域に合った特色を持った町の振興を図りなさいと、そう言う主旨のもとで、これを、その当時、基金に繰り入れたと思いますが。他町村では、温泉を掘ってうまくやっている所もあるだろうし、過去は、そう言う訳だったと思いますが。

実際、ここに手持ちが無くなれば、残念だと思い、たまたま、伺った訳でございます。いずれ、話しは戻りますが、何と言っても、財政健全化を図るには、やはり、自主財源が充実しなければならぬと言いうことは、原点に返る訳でございます。

九年度予算を見ても、私の計算が間違っていないければ、二十五・八パーセントになるのではないですかね。

その内の町税が、構成比で十五・三パーセントと、どうしても町税に頼らざるを得ないと、過去三年、四年推移してみますと、平成六年度は、二十八・七パーセント、これは自主財源ですよ。七年度は二十六・五パーセント、昨年は二十二・三パーセント。

町税は、平成六年は十四・九パーセント。平成七年度は十三・九パーセントで、平成八年度は十三・五パーセントと。

町債も参考までに、これは依存財源になる訳でございますが、平成六年度は、十四・三

パーセント、平成七年度は十四・四パーセント。八年度は十一・六パーセントとの、今年度は、四・四マイナスの十一・六パーセントですか。

こう言う推移でございますが。これは自主財源云々と言え、どうしても、このパーセンテージが、上向かなければ、上昇しなければならぬのであって逆に、今言った、過去三年間だけなんだけど、ずっと落ちてきている訳ですね。

逆に町債は増えてきていると、これは、逆な方向に歩めば、やっぱり体質が改善され、自主財源もいささか、今よりは丈夫になると、こう言う見方になると思いますが。

残念ながら、人口が増えたと言いますが、町税しかり、自主財源が減ってきている訳ですよ。平成六年からずっと三カ年は、それで町税は、対前年比で今回は、六千二百万ばかり増えたようですが、一般的に総じて、今示したように、若干、目減りがしてきている訳ですから、どうしてもこれを、担当課長も、ご苦労なさっていると思いますが、この日々の活動の中で、税務課長、この対応を、どのような対応で臨んで行かれるのか。

あるいは、今まではこうやってきたが、こう言う所に手を加えたら良いのではないかと言うことも、考え合わせて持っていましたと言うことがあれば、参考までに、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（前田常男君）

税務課長（松橋隆巳君）

税務課長（松橋隆巳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町税、ご指摘のとおり自主財源を担っている町税でございますが、ご指摘のとおり、町

県民税、所得に応じた税なんですけど、これが、バブル経済の崩壊後でしょうか、その影響があるのかどうかわかりませんが、私も過去五年度から歳入の決算額について調べて見ましたが、五年度、六年度、七年度町民税ですが、これが、所得に応じてかかる税金ですが、若干ですが下がっております。

それから法人も、五年度、六年度、七年度若干ですけども、収入額で額が少なくなっています。

これは、どれも所得に応じた税金でございまして、こう考えてみまして、不景気が影響しているのかなと言っふうに感じております。

固定資産税は、やっぱり、人口が増えている関係で、家の新築等が増えていますので、若干と言いますか、税額が収入税額が伸びております。

この頃の様子としまして、この不景気の影響かも知れませんが、階上町の場合は、宅地を求めて、ローン等ある訳ですが、そのローンの返済についてですが、特に、今年感じたことですが、そのローンを返済できないと言っことで、競売にかかっている件数が多いです。

裁判所の方から、私の方に紹介がくるんですが、やっぱりその辺も景気の方に、それから、収入、残業等も少なくなっているのかなと、当初の予定より、そのような形で収入が少なくて、予定が狂って、それが競売等にかかっているのかなと言っことを感じておるところでございます。

いずれ、そのような収入が、公平を欠かないようにですね、公平に負担していただくように、課税されたものについては、百パーセントをめざして、徴収をすると言っこと、こ

れが私どもの課せられた重要な課題ではないのかなと思っております。

税の課税については、私どもではどうにもなりませんので、所得の関係ですから。

あと私どもでできるのは、とにかく、課税されたものについては、徴収をするんだ。

その率を百パーセントに近づける形で、徴収するんだ、と言っ形で努めていかなければならないのかなと言っふうに感じております。

以上でございます。

議長（前田常男君）

大下義雄君の本件に関する発言は、すでに三回に及びましたが、会議規則第五十五条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

十四番（大下義雄君）

どうもありがとうございます。

今、言われたようなことを、宗としてなおさら、今以上に努力していただきたいと思っます。

歳出なんですけど、歳出もやっぱり関連して、過去三年間、これは町の借金の返済に充てる公債費なんですけど、これも六年度から現在まで、ずっと上がってきている訳です。

これは、当然この数字に表れると思っますが、平成六年度は、四億八千万で、九・二パーセント。七年度は、九・九パーセント、八年度は、十・一パーセント、今年度は、十一・一パーセントと残念ながら公債費も上がってきている訳です。

これは、九年度の地方債の残高、これも当然関連があるものですから、予算書のとおり六十三億七百五十万と。

これは、当初予算の規模を大きく上回っている訳でございます。
こう言うのも借金体質と言いますか、さらに拍車をかけて、財政の硬直化を懸念される訳でございます。

原則経済と言いますか、今の状況を見ますと、わが国の経済は、高度成長時代のように、一般財源の自然増収は望めないのではないかと、こう思われる訳です。

しかし、一方、住民のニーズと言いますか、歳出の需要もこれは欠かせないと言うようなことを、考え合わせれば、どうしても、何か歳出をカットするとか、あるいは、先ほど、前段で言った足腰の強い、自主財源を健全化するとか、これは、考えようだと思いますが、今、国も県も市町村も、こう言う財政下にあると、日の丸親方主義でなくて、赤信号もみんなで渡れば怖くないと言う感覚、イメージ、そう言うのを一掃して、これから、どうあるべきか、その辺を真剣に考えて、行き詰まってからこうすれば良かった、ああすれば良かったでなくして、今から夢を持って、財政の健全化を、やっぱり足腰を丈夫にした
いがために、そう言うことを考え合わせて、これから財政運営を司っていただきたいと、かように思うのであります。

財政が、お前そんなに心配する程でないと、決算どき見てみなさいと、言うような胸が張ったようなことであれば結構なんです。

考えてみれば、そう言うことも『なきにしもあらず』とか、あるいは、大いに心配するところだとか、こう言うことがあれば、その所信をお聞かせ願いたいと思います。

それから、長年、監査委員をなさっている下野さんも、定例監査を数扱っている訳なんだけれど、下野さんからも、わが町の財政が大丈夫なのか、そう言う危機に立っていない

議長（前田常男君）

町長（正部家佑介君）

のか、今、私申し上げたようなことが、監査委員としてのとらえ方、一言お伺いしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

町長（正部家佑介君）

大下議員から、財政論、様々ご意見出た訳であります。総論的には、全く、同感であります。

総論的には同感なことですが、これは、予算書一つ一つ見ていただきますと、どれもその分野にとって必要な予算ばかりだと。

これは、悩むところでありまして、それこそ、自主財源がもっとあれば良いな、言うこともそのとおりでありますし、ただ、具体的にどう言う予算編成をやるのかと言う時に、なると、それぞれの福祉も大事、教育も大事、産業振興もと、いろんな分野で、分野と言うのか、各款に亘って大事な、欠かせない予算ばかり、そう言うことで、大分苦労しながら、予算編成をしてきたと。

そして、それぞれの年度において、議会の全会一致のご承認をいただいて、執行をしてきたと言うところであります。

ただし、しからばこのままで良いのか、言われれば認識としては、大下議員と合い通じるものがある訳でありますから。これは町民にも、例えばですよ、ご負担お願いすると言
うときは、行政そのものも、我慢するというのは、血を流すと言えば良いのか、そう言っ

ったこと。

これは、議会をはじめ、私どもも、いわゆる、行財政改革、大胆にやっていかなければならない。ただ、それについては相当の決意を持っていかないと、なかなか実際は、ご理解いただけない。

今、国でも様々議論されておりますが、総合的にいけばみんなそのとおりだ、大合唱になっている訳であります。

これは地方におきましては、ましてや、もっともっと、身近な事に関しての事でありますから、なかなか総論、いわゆる、理想論と言うのかその難しさがある。

その地域の特性、あるいはその分野の様々な事情等を考えると、実際に難しい面があります。

ただ、難しい難しいと、言っている訳にはいきませんので、現在、例えば、町の職員の数にしましても、大分採用を抑え、今回も四人の退職者が出る訳ですが、それについても補充をしないで臨むんだと、言うふうなこと等を含めて、できるところからやっていきたい。

ただ、そのためには、私どもも頑張りますが、行政としても頑張ることなんです、議会の方々をはじめとしてのご理解も、町民のご理解も必要なことです。

私がかねがね、町づくりは行政のみで、町のみでやると言うことではなくて、町民と、あるいは、地域の方々と一緒になって進めていかないと、効果の上がるものとはならない、そのように思っているものでありますから、今後も十分、町民の方々のご理解をいただくよう努力して、行財政の改革に、さらに取り組んでいかなくてはいいけない。

議長（前田常男君）

代表監査委員（下野岩男君）

議長（前田常男君）

町長（正部家佑介君）

こう言うふうな認識を持っているところであります。

自主財源につきましては、若干、平成六年度あたりからずっと、パーセントのお話がありました、その点は、まだ確認をしておらないので、現時点では、正確なことは申し上げる訳には、いかな部分がある訳であります。

いずれにしても、必要な事業、大きな事業が重なっていると言うふうなことなどから公債費の比率も、年々と言いますか、上がりつつあるところ、この辺をにらんで、今後、行財政の改革、どうやって進めていけばいいのか、皆さん方のご意見を頂戴しつつ、重要な課題として、取り組んでいかなくてはいいけない、言うふうに思っております。

以上であります。

代表監査委員 下野岩男君

ただいまの答えになるかならないか、知りませんが、例月監査においては、全て検査を厳重にしておるところでございますが、その答えは、私なりに全て適正であると思ひまして、スムーズにやっておるところでございます。異常ありません。

将来の展望につきましては、より以上努力いたしまして監査していききたいと思います。

町長（正部家佑介君）

今、大下議員の質問に関連して、議長のお許しをいただきましたから、私の感じている

議長（前田常男君）

ことと言うか、所見と言えば大げさになりますが、お話しをしたいと思っています。

監査委員そのものが、将来的にどうなのかと言うふうなことではなくて、監査委員の役割と言うのは、大下議員もご承知のように、決められたことが決められたとおりにと申しますか、適正に執行されているかどうかと言うことの職務なんだろうと、こう思います。

そう言った意味では、将来的にはどうなんだと言うことについては、むしろ町長部局と言うか、財政の方でお答えをすべきことと、こう言うふうには、主にですよ、主に財政の方でお答えすべきこととこう思いますが。

それについては、さっき、お話ししたように、決して油断できる状況ではない。

ただ、一つ一つを取り上げれば、どれを取っても、大事なことばかりだと言うことで、今後、そう言う意味でも、行財政改革を町民のご理解を、そして、議会の方々のご理解をいただきながら進めていかなければ。

これでよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第十一号 平成九年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第二、議案第十二号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から、日程第四、議案第十四号 平成九年度階上町老人保健特別会計予算までの件、三件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十七番 荒谷剛生君

十七番（荒谷剛生君）

百六十一ページ、繰入金について、一般会計繰入金昨年度は、一千五百九十万の当初の予算でございますけれども、今年度は五千六百四十万の予算されておりますが、こうして比較してみたら、三倍と言う金額になっておりますが、一般会計へ、国と県の補助がいくら補助されておりますか、その点をお聞きしたいと思います。

それに、百六十五ページですか、収納嘱託賃金について予算されておりますが、今年度も、どなたかお願いすると思いますが、町の収納嘱託員実施について、年齢やらその方について、ご説明いただきたいと思います。

議長（前田常男君）

保健課長（三上孝八君）

保健課長（三上孝八君）

荒谷議員にお答えを申し上げたいと思います。

今、一般会計繰入金の額の増と言うことだと思いますけども、前年度までは、十二月補正で対応しておったと、言うことでございますが。

今回、県の指導監査等によりまして、ここに載っております、財政安定化支援事業繰入金、あるいは、出産育児一時金繰入金、事務費繰入金等を当初で計上しなさいと言う、指導がございまして、それで四千数百万が高くなったと言う状況でございます。

これでよろしいでしょうか。

議長（前田常男君）

税務課長（松橋隆巳君）

税務課長（松橋隆巳君）

収納嘱託員についてお答えいたします。

今年も、収納嘱託員を、これは毎年委託している訳ですが、ご承知のとおり、不景気なのかどうかわかりませんが、徴収率が思わしくないと言うことで、九年度も、階上の場合は、移動が激しい、人口も増えている。

さきほど、申し上げましたように、ローン等の返済のために、競売に掛かっている等々、いろいろありまして、徴収するには良い環境にはないと言うことで、徴収率は、公平を欠かないためにも、上げなければならないと言うことと。

嘱託員については、職員が出向いて行けない時間帯をお願いすると言うこと等もありまして、今年もお願いしたい。

その職員ですが、今の予定では、今までお願いしております荒沢さんをお願いしたいと考えております。

なんと言っても、今までの経験と、今までの状況、家庭の状況等も把握しておられますし、やっぱり、本人も、一生懸命頑張って、車等で移動範囲も広いですし、自分で運転して行動範囲も広いですし、十分対応できると言うような判断から来年もお願いしたいと考えております。

年齢等については、ご承知かと思しますので、また、資料もないのですが、七十一歳ぐらいでしょうか。

同じ方をお願いすると言うことでございますので、年齢等は省略させていただきます。

以上でございます。

議長（前田常男君）

十七番 荒谷剛生君

十七番（荒谷剛生君）

一般会計の繰入金について、国、県の補助率はどのようになっていますか。先ほど答弁いただかなかったので。

議長（前田常男君）

保健課長（三上孝八君）

保健課長（三上孝八君）

お答えを申し上げます。

この財源につきましては、補助ではなく、繰入金と言うことで、町から持ち出しと
言うことでございます。

これも前年度ベースでもって、予算計上していると言うことでございます。必要な
ければ、また、戻す形となろうかと思えますけど。

現在、このような大きな額を持っていないと、大きな病気になった場合に対応でき
ないと、言うふうな形等ございますので、これも、県の指導によりまして、当初で持
てと言うふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第十二号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
から、議案第十四号 平成九年度階上町老人保健特別会計予算までの件を採決いたし

ます。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第五、議案第十五号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計予
算の件から、日程第六、議案第十六号 平成九年度階上町簡易水道事業特別会計予算
までの件、二件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第十五号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件から
、議案第十六号 平成九年度階上町簡易水道事業特別会計予算までの件を採決いたし

ます。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第十七号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

五番 桑原一夫君

五番 (桑原一夫君)

企画課長からお尋ねをいたしたいと存じます。

この計画、当初、調査段階において、約二町四反と言うふうになっておりましたけれども、先般の説明では、二町七反と、若干、面積が増えておりますけれども、この増えた理由をお聞かせいただきたいと思えます。

もう一点につきましては、特別会計、この予算の枠組みの中で、この造成工事全てをまかなうことと理解しているのか、それとも、特別また、一般会計等も投入するのか。

この二点について、お伺いいたします。

議長 (前田常男君)

企画課長 (上沢寿勝君)

企画課長 (上沢寿勝君)

お答えします。

増えた理由でございますけれども、この件につきましては、道路、ある程度販売する段階になりますと、計画した段階ではかなり単価が上昇すると、こう言うことで、いろいろ検討した結果、町の道路行政のあり方等にも、ある程度関連する訳ですが、道路を通したいと、それに付随した道路の買収部分が増えたと言うことでございます。現時点では、先ほどお話ししました、単価の抑制、これは私どもできるだけ安く供給すると言う立場で計画している訳ですけれども、もう少し買収することによって、それが可能だと。

しかし、今、交渉中の用地もありまして、今、計画しているトータルでは、二万七千平方メートルと言うことでございます。

造成そのものは、一般会計で全部賄いますが、一部道路を、町道を通す部分がありますけれども、造成全体では、いわゆる、特別会計でもって処理すると、こう言うことでございます。全体的には、分譲地の若干、道路も含めて、造成そのものは、特別会計で処理すると、こう言うことになっております。以上です。

議長（前田常男君）

（五番）桑原一夫君

五番（桑原一夫君）

ありがとうございます。

いわゆる、町が不動産の売買をすると言うことでございまして、特別会計だけではなく、道路については、一般会計から持ち出しをすると言うことと理解してよろしい訳ですね。はい、ありがとうございます。

今までも、こう言う特別会計では、土地を買って売買して、特別会計で処理してきております。

今回は、一般会計も含めて売買を、売買価格が上昇しないように、一般会計でも措置して、特別会計を持つと言うことと理解しております。

と申しますのは、町長、先般の一般質問の中で、非常に、市場原理と言うことを申されましたけれども、まさしく、今、市場原理によって、階上町は、過疎と過密が出ておると、それに都市計画を施行し、集中的な投資効果を高めて行くと言う大きな方針の中で、市場原理とは、ちょっと、違った行政施策として、この過疎地域に住宅団地を造ると。

都市計画に、これからどんどん一般財源を必要とする中に、市場原理に反した一般会計を導入すると言うことについての、本来であれば、この価格にですね、全て、反映させなければならない、特別会計だと思うんですけれども、一般会計も持つと。

そのところの、町長の具体的な基本方針。それと、過疎と言いますと、道仏中学校跡地も、そう言うふうなことで売れ残っております。

議長（前田常男君）

町長（正部家佑介君）

これについても、将来的なお考えがありましたら、お聞かせをいただければ、併せて伺いをいたします。
以上でございます。

町長（正部家佑介君）

桑原議員の質問にお答えをいたします。

町道を一般会計でやると言うふうなことにしましては、もちろん、販売価格を抑制すると言う意味合いが大きい、大きいことではありますが。

地区的なことを考えれば、将来町道として十分利用していかなければならない、そうすると、その町道が果して、果して、そこへ住む方々ばかりが使う道路なのか。こう考えれば、ずっと、通り抜ける道路、そしてその奥には、町のゴミ処分場もあると、言うふうなこと等も含めて、決して、町道を一般会計でやることについては、無理がない。

理の当然として、そう言うふうになると、言うふうになっております。

ただ、確かに、その結果として言うのか、効果としては、販売価格を下げる効果はもちろん、今やると言うのは、団地をやるために町道を整備するんだと言うふうなことは、間違いないことではありますが。

とおり抜けない、そのためだけの道路ではないんだと言うことで、その地域性と言うことをご理解いただきたい。と言うのが一つあります。

それと、これは、言葉遊びになってはいけないんですが、私の答弁がですよ。市場原理については、これは、福祉の精神も様々な訳ですが。こないだの、市場原理と申し上げたのは、これは、工事関係のことについてでありますから、これと一緒に論ずるということは、どだい、無理があるんだというふうに思います。

それと、今回、これは、機会があるごとにお話ししていますが。

いわゆる、こう言う感じの事業は、町にとっても、いわゆる、過疎といいますが、人口減少地区についてテストケースと、言ってみれば、あまり町としてもノウハウを持ち合わせていない訳でありまして、その点では、またまた、皆さん方から、いろいろなご意見を伺いつつ、この事業からも町としても、ノウハウを得て将来進めていくものだ、と、いくべきものと、こう言うふうに思っております。

第一のケースとしては、それこそ、学区ごとについて言っても複式でとても今のまま、行政が手を差し伸べないで、漫然としていけば、それこそ、現在でも高齢者の率が、二十数パーセントと、三十パーセントには、まだ、なっていないことですが、二十五パーセントを超えてる地区もあると言うふうなことであります。

そう言うふうなことを念頭において、第一のケースとして言うか、一つのテストケースと言うふうな意味合いもある訳であります。

十分、県道鳥屋部・十日市線が改良をお願いして、だいたい見通しがついてきたと言うふうな状況、それと、市民病院が新井田のあたりにくると言うふうなことを考えれば、見通しとしては、そうそう暗くないのではないかと言う見通しも、一つ持って

いる訳でありまして。

これが出来れば、これを核にして、また、別な学区の方についても、これはもちろん、地元の用地の問題もある訳ですけれども。

第二弾、第三弾と言うふうなことで、やっていくべきものと、私自信は、そう思っているところであります。

以上です。

議長（前田常男君）

（五番） 桑原一夫君

五番（桑原一夫君）

ご答弁ありがとうございます。

基本的にこの政策には、いままで申し上げましたとおり、反対とか言うことではなく、一つの政策として理解をいたしておりますから、そこは、くれぐれも誤解のないようにお願いを申し上げます。

そして私が聞いたのは、当初から町道計画があった中で、そのような造成工事が計画されたのであれば、今の町長のご答弁で、良く理解できるんであります。

しかしながら、それが、例えば一つの造成工事をすると言うことになって、用地が選ばれましたと。

それについて、その基幹となる道路を町道として造って、それを、次の農道に繋げると言う計画が生まれたのであれば、ちょっと考え方はいかなものか、この財政難の中にと、そのところをお伺いしたかった訳でございます。

議長（前田常男君）

ご答弁いただければ、それでも結構です。また、道中のことについても、跡地についても、もし、お聞かせいただければ、特別な考えがありましたら、お聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

町長（正部家佑介君）

町長（正部家佑介君

これは、答弁なかなかしにくい。

価値観と言うのか、感じ方と言いますか、さっきも、お話しした中に含まれている訳ですよ。

今、最優先で町道としてやらなければいけない場所かと、問われればそうとは言えない。

ただ、今、地元の方々の要望によって、用地なんかについても、十分、これは、なかなか選定と言うのは、言うは易く、いざと言うとなかなかないのが現状で。

それで、あそこへ、幸いにして、ご協力いただけたと言うことであります。

そして、その地区と言うのか、あの場所から言って、将来、町道として整備していかなければいけない場所であることは間違いない。

それで、今回、団地をやるに当たって、町道が繋がると、その団地の方々ばかりが利用する道路ではないので、百パーセント、その団地の販売価格にのせていいものかどうかと、考えれば、さっき、お話ししたようなことで、これは、十分、町道として

議長（前田常男君）

おくには、さっきも、お話ししたように、ゴミの最終処分場等があると言うふうなことで等も考えれば、決して、無理が無い計画だと、さっきからお話ししておりますように、当初から道路が、どうしてもあそこが、町道一番にやらなければいけない場所だと、言うことではないのはそのとおりであります。

また、道仏中学校の跡地についても、販売はじめて、売れた分は売れていると。

将来的にどうしようかと言うことで、地元の区長さんを中心に、地元のために生かしていきたいと。

ですから、そのご意見を伺いながら、今後、進めていくんだと言うことでできております。

と言うふうなことで、答弁になったかどうかではありますが、
以上であります。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第十七号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のおり可決されました。

日程第八、陳情第三号 地方事務官制度の廃止に関する意見書提出の陳情書の件を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務財政常任委員長 大下義雄君

総務財政常任委員長
(大下義雄君)

総務財政常任委員会に付託されました、陳情第三号に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております、委員会報告書のとおり、採択と決定しておりますので、満場の賛成をもって、本陳情が採択となりますようお願い申し上げます。

議長 (前田常男君)

以上で、総務財政常任委員長の報告を終わります。

おはかりいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって陳情第三号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第九、意見書案第一号 地方事務官制度の廃止に関する意見書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第一号については、会議規則第九十二条第二項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第一号については、委員会の付託を省略することに決しました。

意見書案第一号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第一号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

日程第十、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の、陳情第一号から第二号までの事件につき、会議規則第七十五条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

おはかりいたします。

平成九年度における、本議会議員の研修視察及び陳情等に対する旅行命令は、予算の範囲内において、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この件については、議長に一任することに決しました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の、議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第三十九条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員会付託の件は、付託することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長から会議規則第七十五条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長（正部家佑介君）

町長（正部家佑介君

階上町議会・平成九年第二回定例会閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。
去る、三月十一日開会の三月定例会も、本日をもって閉会となる訳であります。一般会計当初予算をはじめ、各特別会計当初予算並びに各補正予算、そして、条例案、人事案件等二十件の議案を提案した訳であります。全議案につきまして、答弁については、十分でなかった点もあったかも知れませんが、それにもかかわらず、熱心な、真剣なご審議をいただきまして、全部の議案、原案のとおり御議決いただきましたことを、厚くお礼申し上げます。

平成九年度も、ご承知のように様々な課題をかかえて、新年度を迎える訳ですが、議員の方々をはじめ、町民の皆さんの、ご協力、ご理解をよろしくお願いをいたしたい。こう思います。

予算については、さきほどの答弁の中でもお話をしましたが、近年になく、厳し

議長（前田常男君）

い状況で、編成に当たっても節減に努めたものでありますが、さらに、その執行に当たりましては、できる限りの節減に努めていきたいと思っておりますので、議会をはじめ、各団体、町民の皆様方の、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、教育委員会の上山参事・次長が、この三月をもって、定年退職と言うことになる訳でありまして、これまで町発展に尽くしてきた功績に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

はなはだ簡単ではありますが、閉会にあたりましてのごあいさついたします。
ありがとうございました。

これにて、平成九年第二回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前十一時四十五分）

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

階上町議会 議長

會議錄署名議員

會議錄署名議員